15　ＴＲＱ－14　調製食料品

(a)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の各年における合計割当数量及び各年における枠内税率については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）	枠内税率（パーセント）
一	三、五〇〇	一四・〇
二	三、八五〇	一四・〇
三	四、二〇〇	一四・〇
四	四、五五〇	一四・〇
五	四、九〇〇	一四・〇
六	五、二五〇	一四・〇
七	五、六〇〇	一四・〇
八	五、九五〇	一四・〇
九	六、三〇〇	一四・〇
一〇	六、六五〇	一四・〇
一一	七、〇〇〇	一四・〇
一二年目及びその後の各年	七、〇〇〇	一四・〇

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇一九〇・二一一の品目に分類される原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ－14の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

16　ＴＲＱ－15　調製食料品（しょ糖の含有量が全重量のうち五十パーセントを超えるものに限る。）及びココア粉

(a)　(d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	一〇〇
二	一〇三
三	一〇六
四	一〇九
五	一一二
六	一一五
七	一一八
八	一二一
九	一二四
一〇	一二七
一一	一三〇
一二年目及びその後の各年	一三〇

(b)　(i)　関税分類番号一七〇一一三・〇〇〇、一七〇一一四・一九〇、二〇〇五四〇・一九〇、二〇〇五五一・一九〇、二〇〇五九九・一一九、二一〇六九〇・二八二及び二一〇六九〇・五一〇の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、無税とする。

(ii)　関税分類番号一九〇一九〇・二一九及び二一〇六九〇・二八四の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	枠内税率（パーセント）
一	二八・七
二	二七・六
三	二六・五
四	二五・四
五	二四・三
六	二三・三
七	二二・二
八	二一・一
九	二〇・〇
一〇	一八・九
一一	一七・九
一二年目及びその後の各年	一七・九

(iii)　関税分類番号一八〇六一〇・一〇〇の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	枠内税率（パーセント）
一	二八・四
二	二七・〇
三	二五・七